

旧大河ドラマ館等の利活用について

1 経緯

- ・旧大河ドラマ館及び関連施設（以下、「旧大河ドラマ館等」）については、徳川家ゆかりの展示収蔵施設としての活用を前提として、有識者等による検討委員会を通じて検討した結果、活用は難しいことが明らかになった。
- ・旧大河ドラマ館等については、大河ドラマの放映を通じて多くの方が浜松へ訪れ、浜松が徳川家康ゆかりの地であることを再認識させたきっかけとなったことから、既存施設を利活用して浜松城公園の魅力や利便性の向上を図ることが望ましく、3月の総務委員会においても、利活用を検討していると説明した。
- ・旧大河ドラマ館等の敷地については、議会の質問や委員会において国の史跡指定を目指すことを説明してきた。
- ・以上を踏まえ、庁内関係課で施設の利活用を前提に検討を行ってきた。

2 利活用の考え方

(1) 旧大河ドラマ館等の敷地の現状

- ・旧大河ドラマ館等の敷地は、浜松城公園長期整備構想（平成 26 年 2 月策定）において賑わいと交流ゾーン（エントランス）に位置づけられていることを踏まえた利活用が求められる。
- ・敷地内の葵広場は、利活用を望む声を受けて日中一般開放しており、市民の日常的な利用だけでなく様々なイベントに利用されている。
- ・浜松城公園の中央芝生広場や葵広場などは、イベント、学校の遠足や校外学習で利用されているが、全て屋外であり、天候に左右されずに暑さや雨を凌いで休憩や食事ができる屋内の場所がない。
- ・国の史跡に指定された場合、区域内の建築物等は撤去する必要があるが、指定に向けた調査報告書作成後に整備工事に着手するまで、最短 8 年程度は現状の利活用が可能。

(2) 利活用の目的

浜松城公園は、本市を代表する都市公園の一つに位置付けられ、市民の憩いの場、観光名所として、市内外から多くの方が来園される。こうしたことを踏まえ、旧大河ドラマ館等は、浜松城公園の魅力と利便性の向上を図ることを目的として、来園者が屋内で遊び、運動、食事や休憩ができる場所として利活用する。

(3) 利活用方法

- ・国の史跡指定を念頭に置いて、既存施設を暫定的に利活用する。
- ・現在の浜松城公園内に不足している屋内型施設とする。
- ・仮設建築物から常設建築物へ変更するため、法令上最低限必要となる手続きや工事を実施する。

- ・大河ドラマ館等の利活用方法は以下のとおり。

	主な利用方法	
	ドラマ館運営時	今後
ドラマ館	㊤展示室	㊤屋内型広場 ・屋内で軽運動や走り回ることができる施設。子どもの遊び場、葵広場との一体的なイベント会場として利用。
オフィス棟	㊤事務所 ㊥会議室 ㊦利用者用トイレ ㊧石垣展示室	㊤事務所 ・敷地・施設全体の管理者の事務所 ㊥貸会議室 ・会議やイベント時の控室等として貸出 ㊦利用者用トイレ ※撤去予定
ショップ棟	㊦特産品販売所 ㊧観光案内コーナー	㊦屋内型多目的スペース ・飲食や休憩、交流ができる無料休憩所 ㊧情報発信スペース ・浜松城の歴史に関する情報案内
葵広場	㊨広場	㊨広場

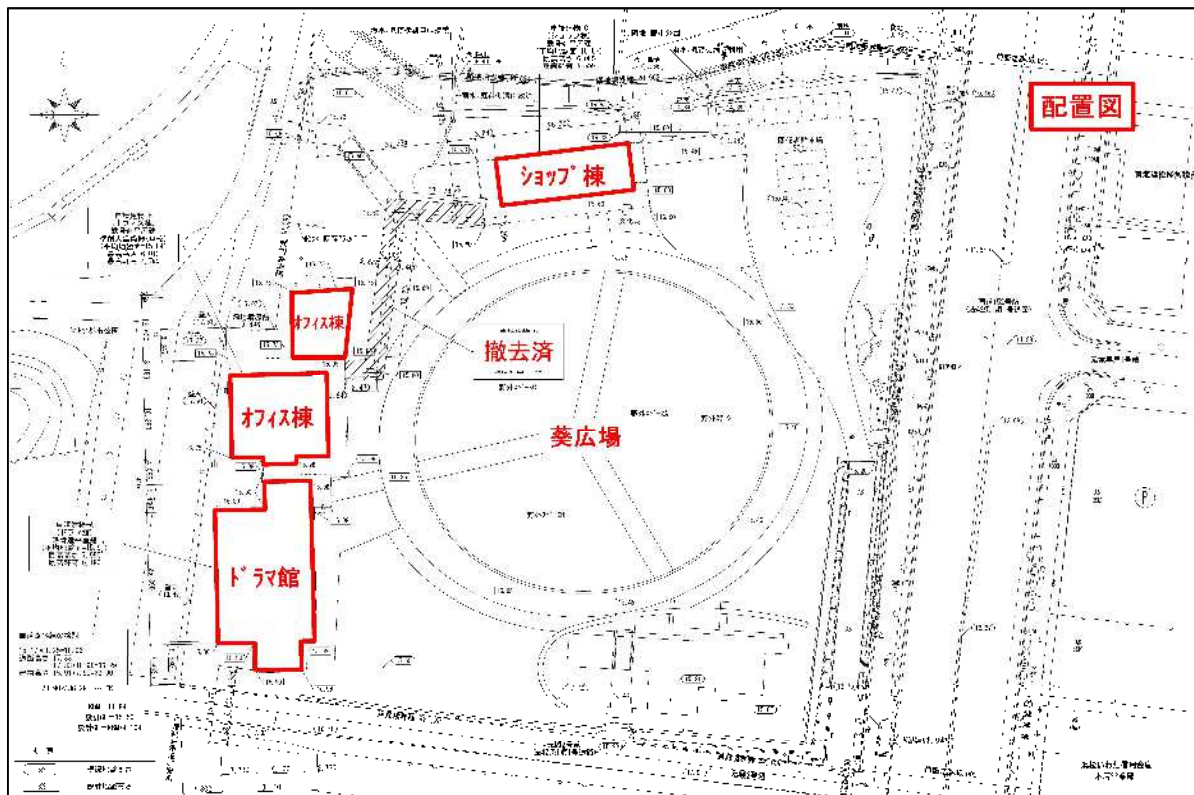
(4) 事業所管課

当施設は、企画調整部企画課から都市整備部公園課へ移管し、利活用事業を実施する。

※事業費は令和7年9月補正予算にて計上（9月の建設消防委員会において審議）

(5) 事業スケジュール（予定）

- ・設計・工事 令和7年11月から令和9年5月
- ・供用開始 令和9年6月



全体配置図



ドラマ館、オフィス棟



ショップ棟